

平成29年3月29日
相模原市発表資料

「相模原市立療育センター再整備基本計画」の策定について

このたび、別添のとおり「相模原市立療育センター再整備基本計画」を策定しましたので、お知らせします。

療育センター陽光園は、昭和50年に「相模原市立心身障害者訓練センター陽光園」(平成6年度に現在の名称に変更)として開設し、本市の療育の中核機関として、市内全域を対象に総合的な療育支援を実施してきました。その間、療育を取り巻く環境は、支援費制度(利用契約制度)への移行のほか、発達障害者支援法や障害者自立支援法(平成25年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称変更)の施行、児童福祉法の改正等により大きく変化し、本市においては、療育ニーズが増加、多様化したこと等により、様々な課題が生じており、現在の療育支援体制ではこれに対応していくことが困難となってきています。

こうしたことから、平成25年に策定した療育センター再整備方針に基づき、あるべき療育支援体制にふさわしい機能への再編とそれを実現するための施設の再整備を行い、時代に即した子育て支援策の1つとして療育を充実強化するため、「相模原市立療育センター再整備基本計画」を策定しました。

なお、本計画は近日中に市ホームページに掲載いたしますので、詳しい内容につきましては市ホームページを御覧ください。

問合せ先
陽光園
042-756-8410

相模原市立療育センター再整備基本計画【概要版】

1 計画策定の経緯・背景

療育センター陽光園は、「心身障害者訓練センター陽光園」(平成6年度に現在の名称に変更)として昭和50年に開設し、本市の療育の中核機関として市内全域を対象に総合的な療育支援を実施してきました。

その間、療育を取り巻く環境は、大きく変化し、わが国の障害福祉施策は、支援費制度(利用契約制度)移行後、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)や障害者自立支援法(平成17年法律第123号、平成25年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称変更)の施行、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正等により、障害児支援の充実強化、民間活力の導入の促進がなされるとともに、発達障害が新たに福祉サービスの対象となりました。これにより、支援の対象者が拡大し、児童発達支援や放課後等デイサービス、就労支援事業等のサービス提供量も全国的に増加しています。

また、教育分野では、特別支援教育が平成19年度から実施され、新たに発達障害への支援が求められるなど、従来の特殊教育からの転換が図られました。

そのような状況の中、本市の療育支援においては、療育ニーズが増加、多様化したこと等により、様々な課題が生じており、現在の療育支援体制ではこれに対応していくことが困難となってきました。こうしたことから、平成25年に策定した相模原市立療育センター再整備方針に基づき、あるべき療育支援体制にふさわしい機能への再編とそれを実現するための施設の再整備を行い、時代に即した子育て支援策の1つとして療育を充実強化するため、相模原市立療育センター再整備基本計画(以下「計画」という。)を策定します。

【本市における療育支援の主な課題】

量的な課題	<ul style="list-style-type: none">療育相談件数の増加に伴い、新規相談者が初回相談につながるまでに時間を要している。「支援が必要なときに適切につながる体制」に充実・強化することが求められている。
質的な課題	<ul style="list-style-type: none">発達障害についてのノウハウの蓄積が途上の段階にある。療育センターに「医学的診断や判定、治療」の機能がないことから、適切な医療の見立てが十分に届いていない。医療型児童発達支援センターである第二陽光園では、医師が常駐していないために、療育における医療的ケアの方法等を迅速に相談しにくい。
地域との連携の課題	<ul style="list-style-type: none">保育所等における支援者への技術支援等の強化が必要とされている。教育と福祉に医療も加えた連携体制を構築していくことが必要とされている。療育相談から医療への確実なつなぎや地域の医療機関への適切な引継ぎが必要とされている。官民のネットワークの構築や民間への技術支援、市民への普及啓発活動等の体系的な展開が求められている。
設備面の課題	<ul style="list-style-type: none">長期間の運営により、療育センター陽光園の施設・設備の老朽化が進行している。障害児者の利用施設にふさわしい施設・設備を整備することが求められている。

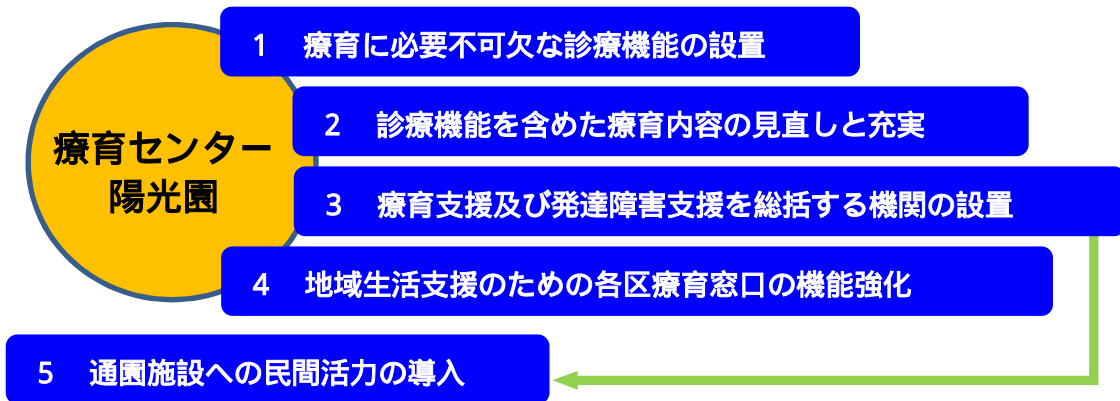
2 相模原市立療育センター再整備方針

療育ニーズの増加や多様化に対応するためには、行政だけで対応するのではなく、本市にある様々な資源を有効に活用し、官民の役割分担により、療育を展開していくことが必要と考えられることから、あるべき療育支援体制にふさわしい機能への再編とそれを実現するための施設の再整備を行い、時代に即した子育て支援策の1つとして療育を充実強化するための取組の方向性を示すものとして、平成25年に相模原市立療育センター再整備方針を策定しました。

(1) 基本的な考え方

「市は初期療育(こどもの見立てと保護者支援)と地域への支援に限定・充実し、その後の直接支援は民間に委ねていく。」

(2) 5つの基本方針

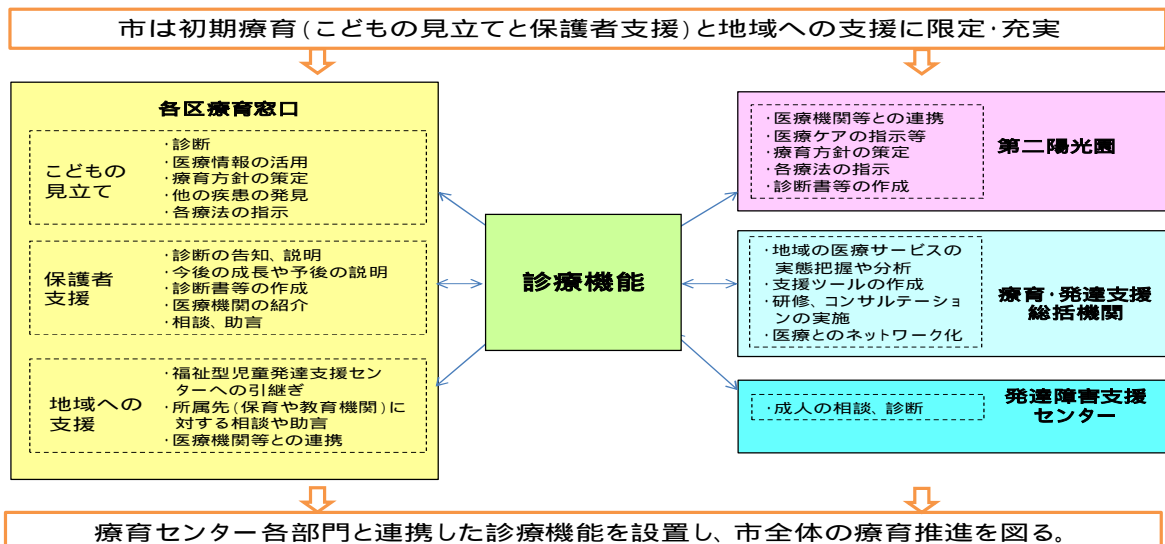


3 療育に必要不可欠な診療機能の設置

現在の療育センター陽光園の相談機能には、療育に必要不可欠な診療機能としての「医学的診断や判定、治療」の概念が含まれていないため、「医療相談」を実施していますが、質・量ともに不足しているなど、様々な課題が生じています。

こうしたことから、初期療育と地域支援の充実のために診療機能((仮称)療育センター診療所)を設置します。

療育に必要な診療機能について



4 診療機能を含めた療育内容の見直しと充実

各こども家庭相談課等()は、相談機能と継続支援機能の2つの役割を同時に担っていますが、療育支援の提供における医学的視点の不足といった質的な課題、初回相談につながるまでに相当な時間を要していることや継続支援についてもサービス提供量に限りがあり、保護者の希望通り利用できないといった量的な課題が生じています。

こうしたことから、市が行う療育サービスは、医学的視点を含めた一人ひとりに応じた療育方針(個別支援計画)の策定等を行うことで、より質の高い支援プログラムを提供するとともに、その役割を初期療育に特化して、保護者にとって相談につながりやすい体制、継続支援を行う民間事業所や所属先等につなげていく流れの構築に取り組みます。

なお、リハビリテーションは、当面は行政が引き続き継続支援の役割を担い、民間の状況を踏まえながら将来的な実施体制について検討します。

こども家庭相談課は、子育て支援を包括的に行うため、平成29年4月から「子育て支援センター」となります。

5 療育支援及び発達障害支援を総括する機関の設置

平成24年の児童福祉法の改正を契機に、多くの民間団体が障害児支援に参入してきましたが、本市においても、官民のネットワークの構築や支援の質を継続して担保する仕組み、地域にかかわらず標準的な支援を提供していくための方策が必要とされています。

また、保育所等の所属先からは、訪問による技術支援の充実に対して要望があるとともに、小中学校においては、これまでの支援の情報や、福祉や医療の情報等の活用など、教育・福祉・医療が連携した取組を促進していくことがますます求められています。

こうしたことから、発達に課題がある児童や障害のある児童が身近な地域で適切かつ必要な支援を受けられる体制づくりを総合的かつ計画的に行うため、市全体の療育推進を図る総括的な機関として、療育に係る課題を地域とともに解決する機能及び療育センターが提供する支援を円滑に地域全体で行う機能を有する機関を設置します。

6 地域生活支援のための各区療育窓口の機能強化

発達障害支援センターの新規相談件数(延べ件数)は年々増加していますが、その約50%が学齢期となっており、就学前の支援や、福祉、医療の情報等を、教育の場面においても活用していくことがますます重要となってきています。一方で、学齢期相談は、時間的な制約や移動面の制約等により、市内1か所での対応では、相談につながりにくい状況も散見されています。

こうしたことから、障害や発達の課題のある本人やその家族への支援を、できる限り身近な地域で提供していくために、中圏域機能を有する各子育て支援センター等の支援対象を18歳未満まで拡大し、学齢期になっても地域で初期療育を提供できる体制を構築します。

【各子育て支援センター等(各区療育窓口)の機能強化に係る主な取組】

発達障害支援センターの学齢期の相談業務を各子育て支援センター等に移行し、相談者の身近な地域で学齢期相談を提供します(総括機関がノウハウの提供やバックアップを実施)。

各子育て支援センター等の支援対象を18歳未満まで拡大することにより、乳幼児期から学齢期までの一貫した支援を行うとともに、発達障害支援センターとの連携の強化を図り、成人期までを見据えた全てのライフステージに応じた切れ目のない支援を実現します。

7 通園施設への民間活力の導入

本市では、「新・相模原市総合計画中期実施計画」及び平成25年に策定した相模原市立療育センター再整備方針に基づき、各区への民設民営の福祉型児童発達支援センターの整備を促進しています。平成26年度には南区、平成28年度には中央区にそれぞれ開設され、緑区についても平成29年度の開設に向け、準備が進められており、整備後の定員は、平成25年度時点の50人から110人に拡大します。これに伴い、第一陽光園は、在籍児童の卒園後に廃止します。

また、第三陽光園についても同方針に基づいた取組を進め、運営を委託していた(福)相模原市社会福祉事業団の運営する事業所の開設を受け、既に平成26年度末をもって廃止しています。

医療型児童発達支援センターである第二陽光園については、児童の障害の重度化と多様化により、極めて個別性の高い対応や医療的な対応が求められていることから、(仮称)療育センター診療所との連携によって、こうした新たな療育ニーズに対応するとともに、施設・設備面も含めた療育体制の充実に努めます。

8 施設再整備の概要

(仮称)療育センター診療所	診察室(3)、検査室(1)、処置室(1)、受付、事務室、福祉用具作製室(1)、キッズスペース(待合室)、収納スペース
第二陽光園	療育室(4)、診察室(1)、療法室(2)、トイレ(1)、事務室(1)、収納スペース
療育支援及び発達障害支援を総括する機関	事務室(1)、会議室(2:大1、小1)、研修室(70人程度収容)
発達障害支援センター	面接室(2) 事務室は総括機関事務室内

9 計画の推進に当たって

計画に掲げる事項の実現に当たっては、官と民の適切な役割分担に基づき取組を進めるとともに、効果的・効率的な運用を行うことが必要となります。

また、本市の「公共施設の保全・利活用基本指針」等との整合性を図るため、施設整備に向け、関連施設や周辺施設との複合化等についても検討します。

【計画推進に当たっての主な留意事項】

計画に基づく事業の進捗に合わせ、各区療育窓口の機能強化等に向け、人員体制の充実に努めます。

児童精神科医師については、全国的にも医師が少ない状況であることに鑑み、診療所の運営に必要な員数の確保を最優先に、雇用形態等については柔軟に対応することとします。

施設整備の実施に向け、既存施設の活用を含め、公共施設の保全・利活用基本指針等を踏まえた他施設との複合化等について、様々な角度から可能性を検討します。複合化の検討に当たっては、利用者の支援の継続性や機能の共通性等が見込まれる障害者更生相談所や、隣接している陽光台保育園については、複合化した際の効果が見込まれることから、優先して検討を行います。